

社会福祉法人 權

# 令和3年度事業計画

添付：資料

令和3年3月3日

## 法人本部

### 概要

令和3年度は、法人理念の実現のために、運営の体力強化を図っていきます。法人の規模や在り方、協働、協業等、多面にわたって、世田谷エリアに在る法人権の、あるいはそれに代わる運営主体の形を検討していきます。

具体的には世田谷エリアの関連事業所、運営主体とのコミュニケーションを図り、意識の共有を始めます。

### 事業計画

#### 1. N a v i o けやきの事業の発展に向けた取り組み

年度中、新型コロナ対応をしっかりと行いながらも、就労継続支 B 型事業利用者の募集を再開し、より安定した運営を目指します。

#### 2. 相談支援事業

事業経営の効率化を図ります。サービスの質の向上のために相談員の研修を行います。障害者の地域移行を支援する実績を重ねます。

#### 3. 人材育成および評価

キャリアパスに基づいた評価、育成を継続します。職員給与への評価の反映を行っていきます。

#### 4. 広報活動

継続して二つのチャンネルでの広報活動を行います。

(1) 権メールの発行 年3回

(2) 法人ホームページの更新、改訂

#### 5. 法令順守の理解を深める

個人情報保護や虐待防止、適正な苦情対応など、利用者の権利保護に配慮した支援の在り方や、運営システムの向上に向けて所内勉強会や外部研修に取り組みます。

また、よりよい職場環境のためにハラスメントに関する研修参加を継続して行います。

#### 6. 法人の中長期事業計画への取り組み

新たな中長期計画を策定していきます。既存の計画の問題点を明確にし、実行可能な立案をしていきます。概要にあるように法人の理念実現、体力強化や在りように基づい

た計画を立てていきます。

#### **7. B C Pの訓練と修正**

災害時事業継続計画の机上訓練を行い、完成度を上げていきます。中長期計画と同様に地域の関係機関とB C Pについても交流を行います。

#### **8. 「音楽会事業」の継続開催**

実績を重ねてきた「音楽会」事業ですが、新型コロナウイルス感染予防の必要から、既存の形での開催ができませんでした。令和3年度は規模を縮小して「音楽会」を再開します。

#### **9. 「法人理念」の浸透**

令和元年度に再定義された「法人理念」の浸透を図ります。印刷物、掲示物、ホームページ等に記載します。併せて、理念の理解に基づいた、計画、評価ができるよう検討します。

以上

## 就労継続支援 B 型事業

### 概要

新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、昨年度は事業運営やサービス提供のあり方を大きく変更させられた一年でした。この流れは新年度も続くと考えられます。Navio けやきは1日平均20名の利用者が通所しており、開所の継続は利用者の健康と安定生活に不可欠であります。感染拡大の場になってしまうことの予防とサービス提供を両立するよう取り組んでいきます。利用者に理解と協力をお願いしながら、二部制の開所（通所人数の上限を設定し、午前と午後どちらか半日通所）を新年度も続けていきます。所内消毒など日々の感染予防と、世田谷区が実施するPCR定期検査を職員が受検することで、サービスが提供できない状況を防ぐ対策としていきます。また感染発生に備え、作成している業務継続計画を適宜見直し現実性のあるものにしていきます。新型コロナウイルス感染症に対応した生活がしばらくは続く中で、従来の活動（全体ミーティング、クラブ活動、行事やレクリエーションなど）を感染対策と並行しながら実施できる形を探していきます。

令和2年度に受審した第三者評価で示された改善点（リスク管理、生産活動の確保と工賃アップ、利用者間トラブルへの対応）について取り組んでいきます。リスク管理としては、ヒヤリハットが起きた原因と対策を考えることで事故の未然防止につなげていきます。生産活動の確保については、利用者の作業キャパに対し作業量の確保が以前から課題となっています。昨年度は人数制限をしておいたため作業量不足が顕在化することはありませんでした。しばらくは同じ状況が続くと予想されるものの、作業のバリエーションを増やし工賃アップと利用者のモチベーションアップに向けて取り組むことは事業所としての取り組み課題となっています。また、近年SNSなどによる利用者同士のトラブルが発生していることから、事業所としての対応を考える一年にしたいと考えています。

令和3年度は定員20名、登録者32名（男性23名、女性9名）で開始します。新規利用者の受け入れは5名を予定しています。

### 事業計画

#### 1. 受託事業の作業安定化と工賃向上

##### (1) 作業を通じたサービスの質の向上

- ・利用者一人ひとりの能力、目的に応じた作業を提供する
- ・所外作業（DM便の仕分け・配達）への参加促進と継続のためのプログラム（見学・ミーティング）
- ・DM便配達作業のベテラン利用者による新人サポートの手筈を整える
- ・作業参加しやすいOJTの実施

- ・ 自主製品づくりの検討
- (2) 工賃向上
  - ・ 安定した作業量と質の確保
  - ・ 所外作業への参加、受託作業とパソコン作業の受注
  - ・ 顧客の拡大、外勤作業受け入れ事業所の開拓（近隣ポストへのチラシ配布、営業活動）
  - ・ 今年度目標工賃 11,000 円

## 2.提供サービスの質の向上

- (1) 個別支援計画に基づく支援の充実
  - ・ サービス等利用計画に基づいた個別支援計画の作成
  - ・ 半年ごと、もしくは必要に応じてモニタリングを行い、職員間で利用者個々のニーズの共有を図り実現を目指すためのサービスを提供する
- (2) 就労支援の提供
  - ・ 個別支援計画に基づいた就労支援の提供（職場体験実習の実施、就労支援センターへの登録支援等）
  - ・ 就労プログラムの実施
  - ・ 求職活動の支援
- (3) 生活を豊かにするためのプログラムの提供
  - ・ スポーツ、コーラス、SST、アートなど生活の楽しみ、健康を大切にしていけるプログラムについて、感染防止対策をとりながら実施する形を探る

## 3.関係機関とのネットワークを構築し、連携充実を目指す

- (1) 家族や関係機関との必要に応じた連携
- (2) 他機関、他事業所との役割分担
  - ・ 障害福祉サービス、保健福祉サービス、その他福祉サービスとの連携、役割分担の中で利用者の地域生活を幅広くサポートできる体制を築いていく

## 4.職員の知識や技術向上を目指す

- (1) 職員の援助技術向上、情報の共有
  - ・ 個別支援への対応力向上のための研修参加  
（SST 研修、発達障害研修、虐待防止・権利擁護研修、就労支援研修 等）
  - ・ 所内研修の実施（事例検討 等）
  - ・ 虐待防止のためのチェックリスト
  - ・ 職員間コミュニケーション内容の充実、情報・課題の共有
- (2) 職員の働きやすい職場づくり

- ・ 職員の業務管理
  - ・ 休憩時間の確保
- 5.利用者全体ミーティングの実施
- ・ 月1回の全体ミーティングは新型コロナウイルス感染症の流行状況をみて実施
- 6.レクリエーション・行事の実施
- ・ 季節の行事、研修旅行は感染予防の観点から安全性を見極め実施の検討をする
- 7.健康管理
- ・ 世田谷区基本健康診断の受診（39歳以下の方）
  - ・ 特定健康診査の受診（40歳以上の方）
  - ・ 健康意識を高めるための情報提供、提案
- 8.安全管理
- ・ 年2回、防災訓練の実施
  - ・ 防犯訓練の実施
  - ・ ヒヤリハットが起きた原因とどのような対策を取るべきか考えることで、事故の未然防止につなげていく
- 9.利用者向け勉強会
- ・ 新型コロナウイルス感染予防の勉強会
  - ・ SNSトラブル、社会マナーについて学ぶ
- 10.広報活動
- ・ 事業所ホームページの更新

## 職場定着支援事業

### 概要

職場定着支援事業は月1回の職場訪問と面談を基本に、就労継続に向けた支援を実施していきます。今年度は登録者3名で開始し、新たに2名の登録を予定しています。

## 指定特定相談支援事業

### 概要

平成29年12月から事業を開始した相談室なびおは3年4か月の取り組みの中で障害者が地域でより良い生活を続けていくためのケアマネジメントを計画相談という媒介を通じて実践してきました。

精神障害者の地域包括支援が国レベルで検討される中、今後も地域で支えていくという理念を実践に結び付けていけるよう取り組んでいきます。

1. 昨年度から週5日の開所に戻しての相談支援事業に取り組んできましたが、業務量を考慮して、引き続き令和3年度も同じ開所日数にて活動し、相談支援専門員については、専従1名体制を継続します。開所時間については、新型コロナの感染推移を見据えながら判断していきませんが、当面は時差勤務（10時～18時）を続けていきます。
2. 利用登録者数は3月段階で58名の登録者でしたが、就労4名（予定者も含む）、就労定着支援終了1名、地方転居1名の計6名が障害福祉サービス対象者から外れるため、新年度4月の時点では52名(予定)の登録者からスタートすることになります。

52名の利用者の構成においては、いわゆる「8050問題」に象徴される家族状況のケースが相対的に増えていくに伴って、一人一人に掛かるハード面ソフト面の関わり方もそれに応じて拡がることが予想されます。

このように一人一人の関わり方は比重を増していくことが考えられますが、今年度においては、今まで通り上限60名を登録利用者数の基準としていきます。障害対象は精神・発達障害、対象エリアは世田谷・玉川をメインとして引き続き取り組みます。
3. 昨年来国の諮問機関である「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」で検討された概要によると、計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価などいくつかの点において請求項目が増える方向との情報提供がされています。

詳細は、2月26日開催の「世田谷区指定相談支援連絡会」にて報告がされる予定ですが今回の改定はかなり実利性の高い内容になっていますので、請求事務に繋がるよう取り組んでいきます。
4. 相談支援専門員の研修受講（年1回以上）
5. 相談室なびおの今後のあり方についての検討を継続していきます。